

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

1 概況

社会福祉施設とは、老人、児童、心身障害者等の社会生活を営む上で様々なハンディキャップを負っている人々を援護する目的で設置されている施設の総称である。

社会福祉施設をそれぞれの法制ごとに大別すると、保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、精神薄弱者援護施設、母子福祉施設等の施設に区分することができる。これらの社会福祉施設は、さらに対象者の福祉に欠ける状態の程度、性質に応じその形態が細分化されているが、ここでは、全体としてながめた社会福祉施設の整備と運営の概況をみてみることにする。

社会福祉施設は第4-4-1表のとおり、52年10月1日現在、全国に約3万6,500か所あり、その入所(利用)定員は、約223万人、現に入所(利用)している者は、約213万人、職員数は、約42万人となっている。

第4-4-1表 社会福祉施設、定員、現在員及び従事者数

	施設数			定員		現在員				従事者数		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営
総数	36,541	23,731	12,810	2,231,453	1,322,518	908,935	2,134,083	1,229,272	904,811	420,248	227,804	192,444
保護施設	343	139	204	22,092	9,218	12,874	20,256	7,252	13,004	4,744	1,621	3,123
老人福祉施設	2,524	1,270	1,254	135,786	55,195	80,591	134,565	51,880	82,685	47,662	17,567	30,095
身体障害者更生援護施設	420	143	277	19,334	6,163	13,171	16,496	4,062	12,434	9,347	2,995	6,352
婦人保護施設	60	31	29	2,196	780	1,416	1,045	195	850	509	223	286
児童福祉施設	28,837	19,217	9,620	1,996,690	1,237,499	759,191	1,915,303	1,155,103	760,200	329,995	193,515	136,480
うち保育所	19,794	12,373	7,421	1,895,320	1,203,706	691,614	1,832,269	1,131,407	700,862	237,210	146,887	90,323
精神薄弱者援護施設	510	84	426	35,174	6,443	28,731	33,555	5,745	27,810	15,496	2,953	12,543
母子福祉施設	68	15	53	1,747	372	1,375	—	—	—	468	108	360
その他の社会福祉施設	3,779	2,832	947	18,434	6,848	11,586	12,863	5,035	7,828	12,027	8,822	3,205

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 保護施設からは、医療保護施設の定員、現在員、従事者数は除いている。  
 2. 児童福祉施設からは、助産施設、母子寮の定員、現在員  
 3. その他の社会福祉施設からは、盲人ホーム、無料低額診療施設の定員、現在  
 4. 定員、現在員、従事者数の総数からも、上記1～3の施設は除いている。

社会福祉施設の整備については、今日までその基盤となる整備が進んできているが、今後は施設の種別に応じてなお不足しているものの整備や地域的な格差を解消する必要が残っており、都道府県段階において地域の实情に即した、きめ細かな整備計画を策定し、均衡のとれた計画的な整備を図る必要がある。

社会福祉施設の運営については、入所(利用)者の処遇と運営に当たる職員の確保と資質の向上が重要である。このため、毎年、職員の給与その他の勤務条件の改善等の施策の充実を図っている。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第1節 社会福祉施設の整備と運営

##### 2 社会福祉施設の整備

###### (1) 整備状況

社会福祉施設の年次推移は、第4-4-2表のとおりである。施設数は全体としてかなり増加しており、なかでも、老人福祉施設、精神薄弱者援護施設及び重度の心身障害児(者)の施設の伸びが大きい。これをさらにくわしくみると、特別養護老人ホームが47年の272施設(定員2万183人)から5年後の52年には714施設(定員5万5,482人)へ、同期間に、精神薄弱者授産施設が59施設(定員3,224人)から137施設(定員7,108人)へ、また、身体障害者療護施設が8施設(定員574人)から54施設(定員3,845人)へ重症心身障害児施設が28施設(定員3,491人)から45施設(定員4,865人)へとそれぞれ増加している。

第4-4-2表 社会福祉施設数の推移

第4-4-2表 社会福祉施設数の推移

	47年	48	49	50	51	52
総 数	26,740 (100.0)	29,065 (108.7)	31,114 (116.4)	33,096 (123.8)	35,073 (131.2)	36,541 (136.7)
保 護 施 設	383 (100.0)	357 (93.2)	352 (91.9)	349 (91.1)	344 (89.8)	343 (89.6)
老 人 福 祉 施 設	1,507 (100.0)	1,676 (111.2)	1,905 (126.4)	2,155 (143.0)	2,350 (155.9)	2,524 (167.5)
身体障害者更生援護施設	305 (100.0)	333 (109.2)	359 (117.7)	384 (125.9)	409 (134.1)	420 (137.7)
婦 人 保 護 施 設	63 (100.0)	61 (96.8)	60 (95.2)	60 (95.2)	60 (95.2)	60 (95.2)
児 童 福 祉 施 設	22,790 (100.0)	23,979 (105.2)	25,361 (111.3)	26,546 (116.5)	27,876 (122.3)	28,837 (126.5)
う ち 保 育 所	15,555 (100.0)	16,411 (105.5)	17,341 (111.5)	18,238 (117.2)	19,054 (122.5)	19,794 (127.3)
精 神 薄 弱 者 援 護 施 設	283 (100.0)	323 (114.1)	375 (132.5)	430 (151.9)	459 (162.2)	510 (180.2)
母 子 福 祉 施 設	54 (100.0)	55 (101.9)	61 (113.0)	60 (111.1)	65 (120.4)	68 (125.9)
そ の 他 の 社 会 福 祉 施 設	1,355 (100.0)	2,281 (168.3)	2,641 (194.9)	3,112 (229.7)	3,510 (259.0)	3,779 (278.9)

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 各年10月1日現在である。  
 2. ( )内の数は、47年を100とした場合の指数である。  
 3. 48～52年のその他の社会福祉施設には老人憩いの家を含む。  
 4. 50～52年のその他の社会福祉施設には老人休養ホームを含む。

また、老人福祉センター等の利用施設の伸びも大きく最近の5年間で老人福祉センターが299か所から729か所へ、児童館が1,693か所から2,325か所へとそれぞれ増加している。

## (2) 整備費用

社会福祉施設の整備のための費用は、国及び地方公共団体の補助金のほか、特別地方債や社会福祉事業振興会からの融資並びに公営競技の益金の一部等により賄われている。

国は、地方公共団体や社会福祉法人等が施設を整備する場合に、原則としてその整備費の2分の1を補助しているものであり、52年度の国庫補助額は約428億円である。

都道府県においては、施設設置者に対して整備費の4分の1に相当する金額を補助している。

融資面では、地方公共団体が社会福祉施設等を整備しようとする場合に年金積立金の還元融資の一環として実施されている特別地方債があるほか、民間社会福祉施設の整備については、社会福祉事業振興会による融資が行われている。社会福祉事業振興会による融資の貸付条件は、年利4.6%、無利子期間2年以内、償還期間最長20年となっている。その貸付原資は、政府出資金と資金運用部借入金で賄われており、52年度においては245億円である。

このほか民間社会福祉施設の整備費として、52年度においては日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会から約122億円、日本船舶振興会から約74億円、お年玉年賀葉書寄付金から約2億3,000万円の助成が行われている。

## (3) 施設の改善

戦前又は戦後の早い時期に設置された木造の社会福祉施設で著しく老朽化しているものについては、入所

者の処遇上からもその整備が急がれている。国では、38年度から、老朽化した民間社会福祉施設の整備について補助金を優先的に交付するとともに、法人負担分について無利子融資の措置を講じてきており、さらに53年度からは、この融資の元金についても一部返済免除を行い、改築の促進を図っている。

社会福祉施設の整備にあたっては、その量的な整備の促進や老朽建物の改善のみでなく、施設内容の面での改善もすすめていく必要があり、52年度に精神薄弱者更生施設等11種類の施設について国庫補助面積を実情に沿うよう改定したのに引き続き、53年度には重度身体障害者授産施設等の5種類の施設について国庫補助面積の拡大を行った。これらの国庫補助面積の改善は、施設の新設の場合だけでなく、増改築にあたっても適用されることになっている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

3 社会福祉施設の職員

(1) 職員の現状

社会福祉施設で働く職員の職種は、施設長、生活指導員、児童指導員、職業指導員、保母、寮母、医師、看護婦、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)、栄養士、調理員、事務員等と多種にわたっている。職員数の年次別推移は、第4-4-3表のとおりであり、47年から52年までの5か年間に約1.6倍の伸びを示している。このことは、施設数が増加しているほか、入所者処遇の充実及び職員の勤務条件の向上を図る見地から、毎年職員定数の改善が行われていることによるものである。(第4-4-1図)

第4-4-3表 社会福祉施設の職員数の推移

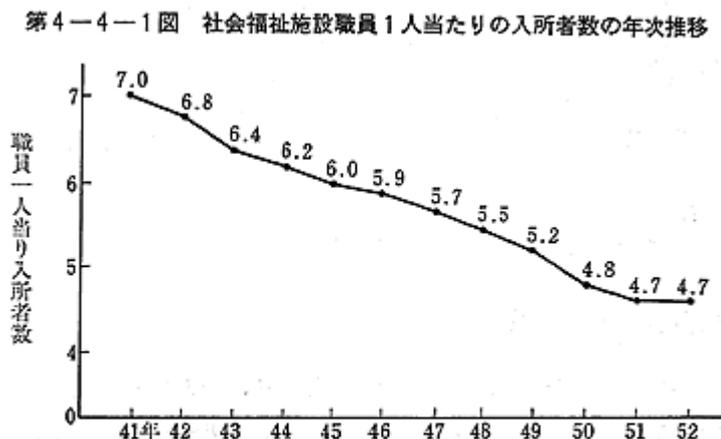
第4-4-3表 社会福祉施設の職員数の推移(専任のみ)

	47年	48	49	50	51	52
総数	209,497	236,276	264,492	293,193	316,940	340,947
保護施設	3,006	3,249	3,583	3,811	4,042	4,341
老人福祉施設	20,403	24,197	28,949	33,716	38,751	43,668
身体障害者更生援護施設	4,453	4,964	5,672	6,543	7,573	8,109
婦人保護施設	302	288	285	305	323	335
児童福祉施設	171,534	190,669	210,730	230,463	246,757	262,982
うち保育所	131,752	147,731	164,717	182,172	196,613	210,618
精神薄弱者援護施設	5,957	7,597	9,348	10,871	12,073	13,936
母子福祉施設	238	272	290	289	287	276
その他の社会福祉施設	3,604	5,040	5,635	7,195	7,134	7,300

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 各年10月1日現在である。  
 2. 保護施設からは医療保護施設を除いている。  
 3. 児童福祉施設からは助産施設を除いている。  
 4. その他の社会福祉施設からは無料低額診療施設を除いている。  
 5. 総数からも前記2～4の施設を除いている。

### 第4-4-1図 社会福祉施設職員1人当たりの入所者数の年次推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

### (2) 職員の養成及び確保

生活指導員、保母、医療関係職員等の養成は、公・私立大学社会福祉関係学部、学科、養成所等において行われている。国では日本社会事業大学(東京)に社会福祉関係職員の養成を、また、全国社会福祉協議会に社会福祉事業従事職員研修(資格認定の講習会及び通信教育を含む。)の実施を委託し、職員の養成訓練に努めている。

### (3) 職員の待遇改善

社会福祉施設職員の給与については、毎年、国家公務員に準じた引上げがなされているほか、職員の待遇について毎年必要な改善が図られている。53年度においては、1)母子寮、養護施設、養護老人ホーム等における保母、寮母等の直接処遇職員について、特殊業務手当の改善を図ったこと。2)職員が年次有給休暇をとる場合の代替要員の拡充を図ったこと。3)職員の健康管理を充実するために職員健康管理費の新設を図ったこと等の改善を行った。

このほか、民間社会福祉施設における職員の給与改善については、47年度より必要な財源措置を講じている。

民間社会福祉施設職員の処遇のため、社会福祉事業振興会が運営する退職共済制度があり、この概況については、第4-4-4表のとおりであるが、53年度においても、退職手当計算基礎額の引上げが行われ、その充実が図られている。

### 第4-4-4表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概要

第4-4-4表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概要

	47年	48	49	50	51	52
退職手当支給人員 (人)	9,536	12,009	12,229	14,821	13,628	14,900
退職手当支給総額 (千円)	640,541	1,202,128	1,629,012	2,603,215	2,968,755	4,009,860
加入者数 (人)	77,245	87,363	98,021	112,005	125,153	140,244

厚生省社会局調べ

(注) 加入者数は年度初

## 各論

## 第4編 社会福祉の増進

## 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

## 第1節 社会福祉施設の整備と運営

## 4 社会福祉施設の運営

社会福祉施設の入所者は、おおむね生活保護法、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の社会福祉関係諸法律の規定に基づく措置によるものである。これらの入所者の処遇に要する費用、すなわち、社会福祉施設の運営費はいわゆる措置費として、上記各法律に基づいて公費負担が行われ、その負担割合は原則として国が10分の8、都道府県又は市が10分の2となっている。

社会福祉施設の運営費は、施設入所者の生活費を賄う事業費と施設職員の給与等人件費及び管理費を含む事務費からなっている。52年度の運営費の改善は年度当初の改善に加え、52年10月に施設職員の給与の改善に伴う事務費単価の引上げを行ったほか、事業費については米価の改定に伴って生活費の増額改定を行った(第4-4-5表)。

第4-4-5表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算)

第4-4-5表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算) (単位:100万円)

	48年度	49	50	51	52	53
総 額	186,253	247,742	357,662	438,904	517,835	575,377
保 護 施 設	3,469	4,693	6,789	8,030	9,654	11,307
老 人 福 祉 施 設	39,304	53,495	77,075	95,607	115,992	134,836
身体障害者更生援護施設	5,362	7,908	12,059	15,416	18,029	21,941
婦 人 保 護 施 設	600	738	985	1,154	1,331	1,503
児 童 福 祉 施 設	126,936	165,983	238,605	290,860	337,701	363,977
う ち 保 育 所	81,331	106,761	159,613	200,953	238,820	258,020
精 神 薄 弱 者 援 護 施 設	10,582	14,924	22,149	27,838	35,128	41,813

厚生省社会局及び児童家庭局調べ

(注) 上記金額はいずれも国庫補助ベースである。

また、53年度には、職員の待遇改善の項で述べたほか、1)入所者処遇の向上を図るため、特別養護老人ホーム等の重度の収容施設について介助職員の配置を行ったこと。2)中小規模施設における運営管理費の充実を図るため、特別管理費の新設を図ったこと。3)入所者の飲食物費等について、物価の動向等を勘案して所要の改善を図ったこと等の措置を講じたところである。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第2節 福祉事務所及び福祉センター

1 福祉事務所

福祉事務所は、いわゆる福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する業務をはじめ、広く社会福祉全般にかかわる第一線の総合的な社会福祉行政機関である。

社会福祉事業法により、都道府県、市及び特別区はその設置が義務づけられ、町村は任意設置とされているが、52年6月1日現在、その総数1,146か所、うち郡部を管轄する都道府県が設置するもの341か所、市及び特別区が設置するもの801か所、町村が設置するもの4か所となっている。福祉事務所は、都道府県、指定都市及び特別区にあっては、おおむね人口10万ごとに、指定都市以外の市及び町村にあっては、その区域を所管区域とし設置することとされているが、その現状は第4-4-6表のとおりである。

第4-4-6表 管内人口階級別福祉事務所数

第4-4-6表 管内人口階級別福祉事務所数 (52年6月1日現在)

	総数	3万人未満	3万人以上5万人未満	5万人以上8万人未満	8万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上30万人未満	30万人以上
総数	1,146	83	268	306	109	250	89	41
郡部	341	32	53	126	39	82	8	1
市部	805	51	215	180	70	168	81	40

厚生省社会局調べ

福祉事務所の職員は、所長、身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事、査察指導員、現業員、家庭相談員、事務職員等により構成されており、52年6月1日現在の職員総数は5万5,449人である。

これら職員のうち、現業員や査察指導員等の専門職員については、法律等でその資格要件が定められており、資格認定講習会受講等により無資格者の解消が図られている。

なお、援護等の措置を要するものに対し、面接、調査などの業務を行う現業員については、その定数基準が定められている。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第2節 福祉事務所及び福祉センター

##### 2 福祉センター

---

福祉センターは、市町村が設置して、その管理を市町村社会福祉協議会に委託することができる施設として、地域住民に対し社会福祉その他住民の生活の維持向上のための場を与え、もってその福祉の増進を図ることを目的とする施設である。

41年度から年金積立金還元融資の対象に加えられ、52年度末において414か所が設置され、それに対して183億3,690万円の融資が行われている。福祉センターは、レクリエーション室、子供の遊び場、老人の憩いの場、図書室等の設備を設け、地域住民が気軽に利用できるほか、民生委員等による各種の相談、教養、文化、レクリエーション及び各種クラブの活動等の事業を行っている。これとは別に地域における一般住民はもとより、児童、老人、心身障害児(者)等の相談に応ずる事業、ポテンティア活動に関する事業老人福祉センターを運営する事業等に応じられる多元的機能を有する施設の設置が強く要請されていることもあり、52年度からは社会福祉協議会が設立する総合福祉センターに対して社会福祉事業振興会の貸付けを行うこととした。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第3節 民間社会福祉活動

###### 1 概説

---

民間社会福祉活動は,単に社会福祉事業における公的責任分野を補完するに留まらず,公的には果たしえない課題や民間活動による供給方式の方がより効果的な分野において個性のある処遇やサービスを提供する等の積極的な役割を果たしてきた。しかも,社会福祉のニーズが多様で,かつ,非経済的な生活障害,不安等といった側面が大きく浮かび上っている現状においては,民間社会福祉活動の担うべき役割は益々大きくなっていると言えよう。特に,豊かな福祉マインドの高揚を図る上で,社会連帯の理念を日常生活の場において具現して行こうとするボランティア活動,共同募金等は重要な機能を有するに至っている。

国としても民間活動の自主性を損わない範囲内でこれらの活動が円滑に行われるような適切な助成,奨励等が必要である。

---

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

2 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉増進のための相談、指導、調査等の自主的な活動や福祉事務所その他の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者であり、豊かな人生経験と熱意を持った人々の中から、3年の任期で厚生大臣により委嘱されている。現在その数は約16万人である。

その具体的活動は、第4-4-7表にみられるように広範囲に及んでいるが、人口の過疎・過密現象、核家族化、高齢人口の増加等の社会経済情勢の変動

に伴い、今後は、社会福祉協議会との密接な連携のもとに、民間福祉活動の中核として地域住民の福祉増進に一層活躍することが期待されている。

第4-4-7表 民生委員(児童委員)の活動状況(52年度)

第4-4-7表 民生委員(児童委員)の活動状況(52年度)		
活 動 日 数 (日)		10,235,807
訪 問 回 数 (件)		13,331,933
調 査 ・ 諮 証 明 件 事 務 数	総 数	10,108,112
	調 査 務	2,931,015
	証 明 事 務	1,305,953
	施設団体、公的機関との連絡 諸 会 合 行 事 へ の 参 加	2,423,571 3,447,573
相 談 指 導 件 数	総 数	12,343,224
	家 族 の 問 題	857,565
	住 居 の 問 題	522,328
	健 康 の 問 題	2,556,813
	仕 事 の 問 題	628,074
	事 故 ・ 災 害	172,529
	生 活 費 の 問 題	1,327,147
	年 金 ・ 保 険 の 問 題	761,177
生 活 環 境 の 問 題	723,733	
そ の 他	4,793,858	

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第3節 民間社会福祉活動

#### 3 社会福祉協議会

---

社会福祉協議会は、全国の市町村、都道府県、中央の各段階で組織されている。社会福祉協議会は、その地域社会において、公私の社会福祉事業関係者やこれに関心と熱意をもつ者の参加や協力の下に、その地域社会の社会福祉活動の相互連絡総合調整や組織化・効率化を促進することによって、住民の福祉を増進することを目的とする民間組織である。最近では、福祉センター等の施設の経営、家庭奉仕員派遣事業、老人に対する給食サービス等、地域の実情に応じて様々な活動を推進しており、コミュニティ作りの中心的役割を果たすことが期待されている。

国においても、こうした社会福祉協議会の活動の充実に資するため、38年度から専任職員について補助金を交付しており、53年度現在、その数は全国社会福祉協議会15人、都道府県社会福祉協議会332人、市町村社会福祉協議会1,602人である。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第3節 民間社会福祉活動

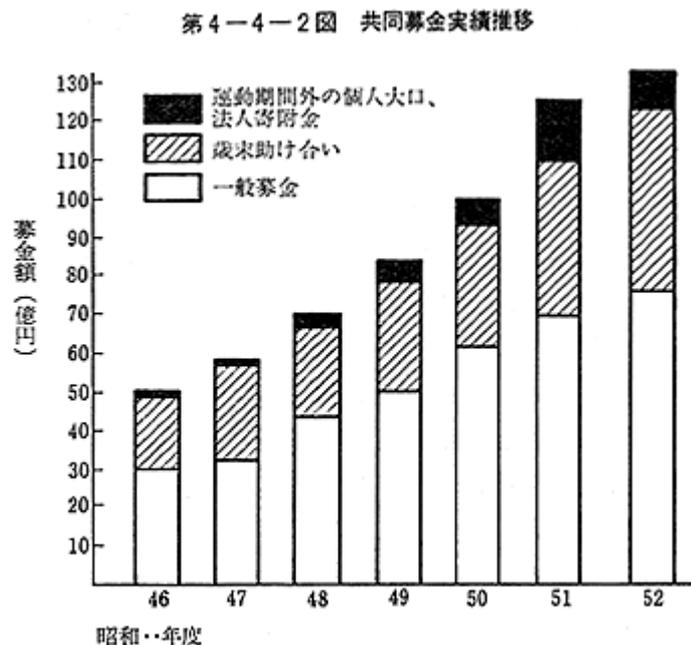
#### 4 共同募金

共同募金は、国民一人一人の自発的な助け合いの精神を基礎として民間社会福祉事業の財源を得るために行われる国民運動である。

共同募金運動は、毎年10月から12月の間に、各都道府県に組織された共同募金会が、ボランティアの協力を得て実施する。

募金額は年々増加しており(第4-4-2図)、52年度の募金総額は約121億4,723万円で期間外寄付金9億5,266万円を加えると130億9,989万円となっている。また、一般募金の募金方法の内訳は、戸別募金が69.1%、法人募金が17.7%、街頭募金が4.3%、学校・職域募金が3.9%、その他5.0%であった。

第4-4-2図 共同募金実績推移



中央共同募金会調べ

募金は、社会福祉施設への配分、市町村社協等地域への配分が主となっており、その内訳は第4-4-8表のとおりである。

第4-4-8表 一般募金の配分内訳

第4-4-8表 一般基金の配分内訳 (単位:100万人,%)

配分総額	施設配分	地域配分	団体配分	その他
6,197	1,966	3,573	531	127
100.0	31.7	57.7	8.6	2.0

中央共同募金会調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第3節 民間社会福祉活動

##### 5 ボランティアセンター

---

ボランティアセンターは、地域住民の社会福祉に関する理解と関心を深め、ボランティア活動への参加の促進、そのための便宜供与、連絡調整等を行い、社会福祉の増進に資することを目的として、主に社会福祉協議会に設置されている。

この事業の振興を図るため、48年から、都道府県指定都市、50年から市町村ボランティアセンターに対する助成を行っているほか、52年度からは、全国社会福祉協議会の設置する全国ボランティア活動振興センターに対しても運営費の助成を行っている。

センターの活動は、ボランティア活動に関する開発普及、調査研究、連絡調整をはじめ、社会福祉活動に関する広報、ボランティア団体の育成援助を図るための研修会、講習会、機材の貸与等広範囲にわたっており、53年度においては、国、都道府県、指定都市のほか、市区町村に378か所設置されている。

近年、ボランティア活動の育成、開発に対する社会的要請がますます高まっており、その要請に応えるためには、ボランティアセンターの組織、機能を体系的に整備するとともに、これに即応したボランティア活動の育成と開発を推進し、もってボランティアの底辺を拡大し、社会福祉の増進に資することが必要である。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第4節 低所得者対策

###### 1 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯及び身体障害者世帯に対して、生業費、住宅改修費、医療費等を低利(年3%)で貸し付けるとともに、必要な援助指導を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的とするものである。

この制度は、必要とする資金を単に貸し付けるだけでなく、貸付けと併せて、民生委員が、借受世帯に対して、その独立自活に必要な生活面での個別的な指導を行うという点が特色となっている。

貸付業務の実施主体は、都道府県社会福祉協議会であり貸付けに要する資金は全額を都道府県が補助し、国は都道府県が補助した費用の3分の2を都道府県に対して補助することになっている。貸付けに要する原資は年々累積し、52年度末においては、その累計額(貸付け原資枠)は、385億8,964万円となっている。

貸付資金の種類は第4-4-9表のとおりであり、制度の内容についても、社会経済情勢に即して充実を図る趣旨から、毎年度その貸付限度額等の改善が行われている。53年度においても、諸物価の上昇及び申込の実例等を勘案して、貸付限度額について、更生資金及び身体障害者更生資金のうち生業費50万円を60万円に、支度費5万円を5万5,000円に、技能習得費月額6,000円を1万円にそれぞれ引き上げたほか、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金及び災害援護資金についても、それぞれ所要の改善を行った。また、償還期限について、修学資金を8年から20年、災害援護資金を6年から7年にそれぞれ延長した。

第4-4-9表 世帯更生資金貸付条件一覧表

第4-4-9表 世帯更生資金貸付条件一覧表(53年度)

資金種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備 考
更生資金	生業費	円以内 600,000	以内 1年	以内 7年	貸付限度 特に必要と認められる 場合1,200,000円以内
	支度費	55,000	6月	6年	貸付限度 特に必要と認められる 場合90,000円以内 貸付期間 3年以内
	技能習得費	月10,000			
身体障害者 更生資金	生業費	600,000	1年	9年	貸付限度 特に必要と認められる 場合1,200,000円以内
	支度費	55,000	6月	8年	貸付限度 特に必要と認められる 場合90,000円以内 貸付期間 3年以内
	技能習得費	月10,000	1年		
生活資金		27,000	6月	5年	貸付限度 特に必要と認められる 場合月54,000円以内 貸付期間 技能習得費又は療養資金 借受中
福祉資金		120,000	6月	3年	
住宅資金		700,000	6月	6年	貸付限度 災害により特に必要な 場合900,000円以内
修学資金	修学費	高校月8,000円 高専月9,000円 短大月16,000円 大学月17,000円	6月	20年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 高校 月10,000円以内 高専 月13,000円以内 短大 月18,000円以内 大学 月19,000円以内
	就学支度費	55,000			自宅通学 高校27,000円以内 大学36,000円以内 自宅外学 高校36,000円以内 大学55,000円以内
療養資金		100,000	6月	5年	貸付限度 特に必要と認められる 場合150,000円以内
災害援護資金		400,000	1年	7年	

厚生省社会局調べ

(注) 貸付利率は年3パーセント。ただし据置期間中及び修学資金は無利子。

貸付けの状況は第4-4-10表のとおりであり、52年度までの累計は993億870万円延べ貸付件数は、64万9,720件に達している。

第4-4-10表 世帯更生資金貸付決定状況

第4-4-10表 世帯更生資金貸付決定状況(単位:件,1,000円)

	52年度(見込み)		累 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	27,052	12,046,019	649,720	99,308,704
更生資金	5,677	3,212,198	224,660	33,044,531
身体障害者更生資金	4,429	2,716,089	66,273	18,321,282
生活資金	383	76,848	11,557	520,049
福祉資金	399	24,481	4,045	251,301
住宅資金	7,593	4,472,921	128,869	31,270,904
修学資金	6,521	1,127,678	68,150	4,974,423
療養資金	1,284	167,884	103,416	5,948,550
災害援護資金	766	247,920	42,750	4,977,664

また、償還の状況は第4-4-11表のとおりであり、償還済額の比率は52年度末においては93.3%となってい

る。

第4-4-11表 世帯更生資金年度別償還状況

第4-4-11表 世帯更生資金年度別償還状況(単位:1,000円,%)

	償還計画額		償還済額		償還率
	年度別	累計	年度別	累計	
44年度末	3,242,973	17,702,242	2,986,460	15,404,502	87.0
45	3,726,347	21,428,589	3,466,696	18,871,198	88.1
46	4,214,394	25,642,983	4,010,887	22,882,085	89.2
47	4,774,731	30,417,714	4,494,404	27,376,489	90.0
48	5,376,371	35,794,085	5,087,695	32,464,184	90.7
49	6,000,573	41,794,657	5,676,472	38,140,656	91.
50	6,589,698	48,384,355	6,327,365	44,468,020	91
51	7,303,790	55,688,145	7,266,265	51,734,287	92
52	8,479,376	64,167,521	8,134,010	59,868,297	93

この制度の今後の課題としては、社会経済情勢及び国民生活の実態の変遷と低所得世帯等の需要に応じた貸付条件を維持することが挙げられる。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

2 授産施設

授産施設は、労働能力の比較的低い者に対し、就労の機会を与え、又は技能を習得させて、その保護と自立更生を図る施設である。

授産施設には、生活保護法による授産施設(保護授産施設)と社会福祉事業法による授産施設(社会事業授産施設)とがあり、また、稼働能力がありながら授産施設に通うことが困難な事情にある人々のために、家庭においても簡単な作業ができる家庭授産施設を、前述の授産施設に併設できることとなっている。授産の作業種目は、縫製、印刷、クリーニング、電気部品組立等多岐にわたっている。

授産施設の現況は、第4-4-12表のとおりで、52年10月1日現在においては、施設授産217か所、うち家庭授産を併設しているもの81か所、利用者は施設授産7,891人、家庭授産3,137人、合計1万1,028人となっている。

授産事業は、近年、施設数、利用者数ともに停滞ぎみであるが、主な原因としては、経済不況による受注量の減少が考えられる。授産事業の今後の課題としては、一般労働市場の就業になじみにくい者又は就労する意欲はありながら民間事業所等に通うことのできない者に対して、それぞれの能力に応じた就労の場なり、作業内容等を積極的に取り入れていくこと及び受注量を増大させることの必要性が考えられる。

第4-4-12表 授産施設の現状

第4-4-12表 授産施設の現状(52年10月1日現在)(単位:カ所、人)

	施設授産		家庭授産	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数
総数	217	7,891	81	3,137
保護授産施設	76	3,117	22	782
社会事業授産施設	141	4,774	59	2,355

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

3 公益質屋

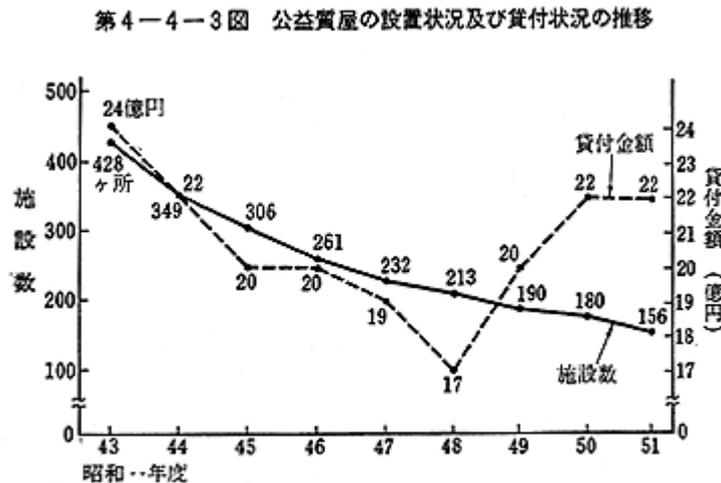
公益質屋は,市町村(特別区を含む。)又は社会福祉法人が設置経営している低所得者に対する簡易にして迅速な庶民金融機関である。

公益質屋は,民営質屋と比較すると,利率,流質期限,その他の点で質置主体本位の制度となっている。

公益質屋の設置状況及び貸付状況は第4-4-3図のとおりで,施設数は年々減少の傾向にあるが,貸付金額は,49年度から横ばいの状況にある。施設数の減少原因は,国民所得水準の向上,社会保障諸施策の充実,小口資金貸付制度の発達,信用販売制度の普及等が考えられる。一方施設数の減少にもかかわらず貸付金額が横ばいの状況にあるのは,急激な経済情勢の変動が影響したものと考えられる。

51年度の貸付け件数は,約17万件(うち給与生活着53.1%,その他の被用者7.6%,商工業者15.5%,農林漁業者0.8%,その他23.0%),貸付総額は約21億6,000万円であり,現在においても相当数の利用者があることは,なお公益質屋の存在意義があることを示すものであり・住民に対する制度内容の周知徹底を図ること,社会情勢等に応じた制度の運用及び地域の実情に即した利用者のための適切な配慮が必要である。

第4-4-3図 公益質屋の設置状況及び貸付状況の推移



厚生省社会局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第5節 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、一定の地域又は職域において、消費者自らがその生活の文化的、経済的改善向上を図るため自発的に組織する協同体である。

組合が行う事業には、(1)食料品、衣料品、家具、じゅう器等の生活必需品の供給事業、(2)食堂、病院等の協同施設の利用事業、(3)火災、生命、交通災害等の事故に対する共済事業、(4)教育、文化事業等がある。

組合数は、連合会を含めて、1,348(52年3月末現在)である(第4-4-13表)。組合員数は1,919万人で前年度に比べて、124万人の増加となっている。

第4-4-13表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

		総数	供給	利用	共済	供給 利用	供給 共済	利用 共済	供給 利用 共済
50 年度	総数	1,276	672	155	73	346	7	8	15
	地域	647	342	150	56	86	2	7	4
	職域	629	330	5	17	260	5	1	11
51 年度	総数	1,286	672	157	72	350	11	8	16
	地域	658	347	151	56	91	2	7	4
	職域	628	325	6	16	259	9	1	12

厚生省社会局調べ

51年度における事業活動の状況をみると、供給事業の供給高は7,090億円で、そのうち食料品が55.6%を占めている。利用事業は、利用高898億円で、そのうち食堂と病院で70.4%を占めている。

共済事業は、共済加入者3,272万人、共済契約高55兆円で、共済金の最高限度額が、火災共済は2,000万円、生命共済は、1,000万円、自動車共済の対人賠償については、3,000万円まで実施されている。

また、組合は、年金福祉事業団の融資及び日本勤労者住宅協会の委託等による住宅事業を行っており、51年度には、分譲住宅5,308戸を建設しているほか賃貸住宅も建設している。

なお、年金福祉事業団の融資は、住宅のほか、療養施設、厚生福祉施設、被保険者貸付けについても行われており、36年度から51年度までの融資総額は、864億円に上っている。

組合に対する助成策としては、消費者生活協同組合資金の貸付に関する法律に基づいて組合の協同施設等の設備資金が貸し付けられており、53年度は、8,500万円(52年度7,500万円)が貸し付けられることとなっている。

そのほか、日本開発銀行、国民金融公庫、中小企業金融公庫等政府関係機関による融資の活用が図られている。

近年,消費生活協同組合は,消費者保護の推進と物価安定に寄与するものとして注目されているので,その健全な発展が望まれているところである。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

1 災害救助

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急救助を実施するものである。

52年度に発生した災害にかかる災害救助法の適用状況は、第4-4-14表のとおりであるが、中でも台風第9号、火山噴火、地震による被害は甚大であった。52年度における被害状況及び救助費用は第4-4-15表のとおりである。

第4-4-14表 災害救助法の適用状況

第4-4-14表 災害救助法の適用状況 (52年度)

	適用市(区)町村			
	総数	市(区)	町	村
総数	22	8	12	2
集中豪雨	7	5	1	1
台風	9	2	7	0
火山	4	1	2	1
地震	2	0	2	0

厚生省社会局調べ

第4-4-15表 災害の被害状況及び救助費用

第4-4-15表 災害の被害状況及び救助費用 (52年度)

	都道府県名	人的被害(人)			住宅被害(世帯)					救助費用 (1,000円)	国庫補助額 (1,000円)	
		総数	死亡	行方不明	負傷者	総数	全壊	半壊	床上浸水			床不浸水
6月集中豪雨	鹿児島県	11	9		2	17	13		1	3	11,541	5,771
8月集中豪雨	青森県、島根県、山梨県	43	11	1	31	10,610	35	164	3,676	6,735	51,742	25,871
9月集中豪雨	岡山県	1			1	4,077		1	471	3,605	2,624	1,312
台風第5号(7月)	沖縄県	12	6		6	706	188	276	122	120	39,266	19,633
火山(8月)	北海道					30	26		4		115,803	57,902
台風第9号(9月)	鹿児島県	157			157	3,057	1,349	1,537	167	4	441,362	220,681
台風第11号(9月)	茨城県	2	1		1	1,246	2	8	715	521	0	0
地震(1月)	静岡県	149	20		129	512	65	447			42,003	21,002
計		375	47	1	327	20,255	1,678	2,437	5,152	10,988	704,341	352,172

厚生省社会局調べ

災害救助法が適用された災害については、都道府県知事は、現に救助を必要とする者に対して、(1)收容施設の供与(2)炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、(3)被服、寝具その他生活必需品の供給、(4)医療及び助産、(5)災害にかかった者の救出、(6)災害にかかった住宅の応急修理、(7)学用品の給与等の救助を行っている。

国は、都道府県の救助に要した費用の合計額が100万円以上となる場合に、その合計額と当該都道府県のその年度の標準税収入見込額との割合に応じ100分の50から100分の90までの負担をすることになっている。

52年度においては、都道府県が救助に要した費用の総額は7億434万円、国庫負担所要額は約3億5,217万円であった。

なお、前述の救助の程度、方法及び救助の期間並びに実費弁償の国の基準は、災害救助の趣旨等からみて、諸物価の動向、その他の事情を考慮し、実態に即するよう毎年改定されており、53年度においても改善が図られたところである。このうち、救助の程

厚生白書(昭和53年版)

度,方法及び期間について主な改善内容は,(1)避難所の設置費用を100人1日当り,5,500円から6,500円に引き上げたこと,(2)応急仮設住宅の1戸当りの設置費用を71万円から75万4,000円に引き上げたこと,(3)炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用を1人1日当り450円から500円に引き上げたこと,(4)住家が全壊した世帯に対し被服,寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用を4人世帯で一世帯夏季2万2,000円から2万3,100円,冬季3万3,600円から3万5,300円に引き上げたこと,(5)住宅の応急修理のため支出できる費用を一世帯当り15万1,100円から16万600円に引き上げたことなどである。

---

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第6節 その他の福祉対策

#### 2 個人災害救済制度

---

47年度から発足した「市町村災害弔慰金補助制度」を一層発展拡大し、法律として初めて制度化されたのが「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」(48年法律第82号)である。49年1月1日に施行され、50年1月、51年10月及び53年3月に改正が行われた。

本法は、災害弔慰金の支給制度と災害援護資金の貸付制度を骨子として構成されており、その概要は次のとおりである。

災害弔慰金は、自然災害により死亡した者の遺族に対して、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が死亡者1人当たり200万円以内を支給することができ、その費用の負担は、国が2分の1、都道府県及び市町村が4分の1となっている。

災害援護資金の貸付けは、災害弔慰金と同様、自然災害により住居又は家財に損害を受けた世帯の世帯主及び1か月以上の負傷を受けた世帯主に対し130万円を限度として、市町村が貸付けを行うことができるものである。貸付期間は10年で、据置期間(無利子)3年、貸付利率年3%となっており、この貸付けに必要な財源は国が3分の2、都道府県、指定都市が3分の1を負担することとなっている。

なお、52年度に発生した災害で本法を適用したのは、災害弔慰金の支給については、120件、1億2,900万円の所要額に対し6,450万円の国庫補助を行いい、また、災害援護資金の貸付けについては、2,530件、14億295万円の所要額に対し9億3,530万円の国庫貸付けを行った。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第6節 その他の福祉対策

### 3 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。

婦人相談所は、各都道府県に1か所ずつ設置されており、相談、調査、判定、指導や要保護女子を短期間保護する一時保護等を行っている。

婦人相談員は、婦人相談所や市の設置する福祉事務所等に475人設置されており、要保護女子の発見、相談、指導等の業務を行っている。

婦人相談所及び婦人相談員が取り扱った対象者は、売春防止法施行当時においては大半が売春経歴のあるものであつたが、最近では約8割近くが売春経歴のないものとなっており、これら機関の活動の重点が、転落した女子の更生から転落防止へと移りつつあることがうかがえる。また、相談内容をみると、転落からの更生に関することのほか、離婚、家族問題などの一般婦人問題も増加している状況である。

一方、相談件数は第4-4-16表のとおり、ここ5年間の傾向としては、微減ないし横ばいの状態である。

第4-4-16表 婦人相談所及び婦人相談員の年度別受付件数

	48.年度	49	50	51	52
婦人相談所	13,855	15,089	14,079	14,464	14,048
婦人相談員	52,936	53,023	53,499	54,166	55,833

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

都道府県、市又は社会福祉法人が経営している婦人保護施設は全国に60か所(定員2,229人)設置されており、要保護女子を収容し、社会復帰に必要な生活指導、職業指導を行っている。

最近の売春問題は、売春形態の多様化と手口が巧妙となって潜在化し、特に、暴力団との結び付きなどが新しい社会問題となってきている。

さらに、売春に関する諸問題は、社会、教育、公衆衛生等あらゆる面に結び付いており、したがって、これらの問題の処理に当たる婦人相談所、婦人相談員等実施機関の業務は極めて複雑であり、多方面にわたるので、今後の婦人保護事業の運営に当たっては、社会福祉、公衆衛生、法務、警察等関係機関との有機的な連携を保ちつつ、啓もう、調査、指導等の活動の積極的な推進が強く望まれるところである。(第4-4-17表)

第4-4-17表 相談経路別受付状況

第4-4-17表 相談経路別受付状況

		総 数	本人自身	警察関係	法務関係	福祉事務所	そ の 他
婦人相談所	51年度	14,464	7,642	761	1,213	1,896	2,952
	52	14,048	7,951	681	738	2,110	2,568
婦人相談員	51年度	54,166	35,085	1,069	697	4,969	12,346
	52	55,833	36,269	953	1,146	5,437	12,028

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

4 同和対策事業

同和対策対象地域は、50年総理府を中心とした全国同和地区調査によれば、全国で4,374地区112万人で、46年の同調査に比べ402地区、7万人の増となっている。地域別にみると、主に近畿、中国地方等の西日本に多いのが特徴である。各般の同和対策事業の実施により、逐次改善がなされているものの、これらの地区の生活水準は総体的に低く、また一部の地区の生活環境は依然として劣悪な状態に置かれている。

厚生省においては、28年度から隣保館の設置をはじめ、その対策に着手し、逐年施策の拡充を図っているが、特に40年8月の同和対策審議会の答申及び「同和対策事業特別措置法(44年法律第60号)」の趣旨を尊重し、同和対策長期計画(44年7月8日閣議了解)に基づき、地区道路下水排水路等の整備による生活環境の改善、隣保館建設等による隣保事業の充実、保育所、児童館、母子健康センターの整備等の社会福祉の向上及び保健相談、栄養改善指導、巡回保健相談、トラホーム予防事業等の保健衛生の増進など施策の計画的な推進に努めている。

同和対策事業として28年度以降52年度までに市町村に国庫補助を行った施設整備事業の施設の種別及び実績は第4-4-18表のとおりである。

同和問題は、単に厚生省が行う事業のみで解決できるものではなく、広く一般国民の理解と認識にあわせて、関係各省の施策が有機的、総合的に実施されることが必要である。

第4-4-18表 同和対策事業施設設置状況

第4-4-18表 同和対策事業施設設置状況

	51年度末	52年度実施分
隣保館	692	60
共同浴場	246	14
共同作業場	197	2
下水排水路	1,942	360
地区道路	7,653	1,574
共同井戸その他	1,210	191
計	11,940	2,201

厚生省社会局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

5 不良環境地区改善事業

同和地区のほかにも北海道におけるウタリ集落,石炭産業の不況の影響を受けた産炭地等においては,積極的な環境改善事業が必要である。

厚生省においては,これらの地域に対して36年度から不良環境地区改善施設の整備を行っているが,施設の種類及びその実績は 第4-4-19表のとおりである。また,ウタリ集落地区を対象に,48年度からは,各種相談事業等生活改善のための生活館運営費に対し国庫補助を行っており,49年度においては保健福祉推進のための巡回保健相談事業費及び保育の充実のためのウタリ特別保育事業費を計上し,当該地区の生活改善,福祉向上の推進に努めている。

第4-4-19表 不良環境地区改善施設設置状況

第4-4-19表 不良環境地区改善施設設置状況		
	51年度末	52年度実施分
生活館	341	18
共同浴場	17	0
共同作業場	58	2
下水排水路	258	23
地区道路	80	23
共同井戸その他	66	2
計	820	68

厚生省社会局調べ

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第6節 その他の福祉対策

#### 6 へき地対策

---

へき地対策の一環として、また、過疎対策の面から、40年度からへき地保健福祉館の設置に対して国庫補助を行っている。へき地保健福祉館は、へき地の住民に対し、各種の相談、講習会、集会、保育、授産等を行い、保健福祉の積極的な推進を図ろうとするもので、52年度末までに231か所設置されている。

---